

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と位置付け

(1) 計画策定の趣旨

2025年（平成37年）にかけて、高齢者人口は緩やかに増加しますが、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となるなど、人口構造が大きく変化し、介護や福祉、在宅医療のニーズが増大することが見込まれます。また、人口減少やひとり暮らし高齢者の増加、地域の繋がりの希薄化、所得格差の広がりなどを背景として福祉・生活課題は多様化、複雑化しています。

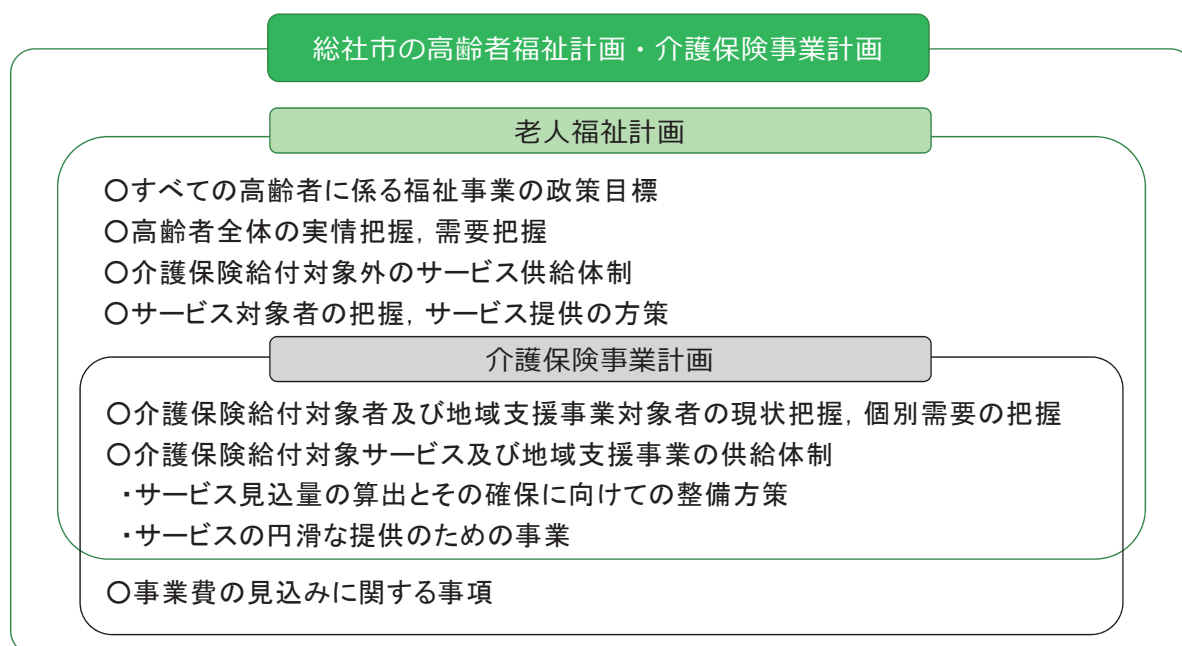
こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。

このような社会や地域状況を踏まえ、本計画は、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進するための指針とする趣旨で策定しました。

(2) 計画の位置付け

- 老人福祉法第20条の8に定める「市町村老人福祉計画」に位置付けられます。
- 介護保険法第117条に定める「市町村介護保険事業計画」に位置付けられます。

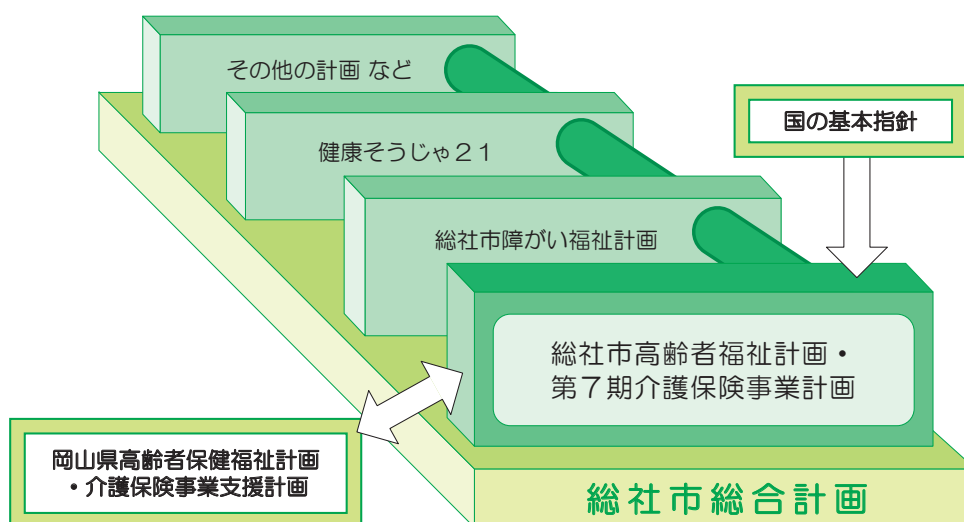
〔図表 1-1-1: 老人福祉計画と介護保険事業計画の関係〕



(3) 他計画との整合性

- 国の定める基本指針、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」と整合を図ります。
- 「第7次岡山県保健医療計画」との整合を図り、医療病床の機能分化・連携に伴い生じる、介護サービスの追加的需要を見込みます。
- 上位計画である「総社市総合計画」及び、関連計画である「健康そうじゃ 21」、「総社市障がい福祉計画」等、各種計画と整合を図ります。

〔図表 1-1-2: 他計画との関係〕



(4) 全国屈指福祉文化先駆都市（第2次総社市総合計画の将来都市像）を目指す取り組み

第2次総社市総合計画の最重要課題である福祉文化先駆都市を実現するため、平成27年12月3日に全国屈指福祉会議を設置し、平成30年1月26日に、平成30年度以降の福祉施策の指針となる「福祉王国プログラム 2018（資料編参照）」を策定しました。

「福祉王国プログラム」との整合を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組めます。

2 計画の期間

介護保険事業計画の計画期間については、介護保険法で3年を1期とすると定められています。本計画は、平成30年度(2018年度)を初年度とし、平成32年度(2020年度)を目標年度とした第7期計画にあたります。

また、2025年を見据え、段階的に地域包括ケアシステムを構築していくこととし、本計画期間中に目指すべき姿を明らかにし、目標を設定しました。

〔図表 1-2-1:計画の期間〕

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)	平成 36年度 (2024)	平成 37年度 (2025)	平成 38年度 (2026)
2025年(平成37年)を見据えた目標を設定											
第6期計画											
			第7期計画								
						第8期計画					
									第9期計画		

3 計画の策定体制と市民参画

高齢者への保健福祉施策や介護サービスのあり方について、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、計画に反映するため、以下の取り組みを行いました。

(1) 総社市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

高齢者の日常の生活状況や健康状態などを把握し、計画策定の基礎資料とするため「総社市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

調査名称	総社市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
調査地域	市内全域
調査対象	65歳以上の市民(要介護1~5の認定を受けている市民を除く)
調査方法	郵送による調査票の配付・回収
調査期間	平成29年2月~3月
抽出方法	無作為抽出
調査対象数	8,000人
有効回収数(率)	5,698人(71.2%)

(2) 総社市在宅介護実態調査

高齢者の在宅介護の状況や介護者の就労などの状況を把握し、計画策定の基礎資料とするため「総社市在宅介護実態調査」を実施しました。

調査名称	総社市在宅介護実態調査
調査地域	市内全域
調査対象	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」を行い、対象期間中に認定調査を受けた人
調査方法	認定調査員による聞き取り
調査期間	平成 28 年 12 月～平成 29 年 5 月
回収数	503 人
有効回収数(率)	457 人(90.9%)

(3) 計画素案の公表，市民からの意見募集

計画素案を広く市民に公表し，意見募集（パブリックコメント）を行いました。

実施期間	平成 30 年 1 月 10 日～平成 30 年 1 月 31 日
実施方法	市ホームページによる公表及び市役所・出張所での閲覧

(4) 総社市介護保険運営協議会での検討

計画策定において，被保険者をはじめとする市民各層の意見を反映させるため，「総社市介護保険運営協議会」に諮りました。

この会議には，保健・医療・福祉の関係者のほか，学識経験者，公募による被保険者代表などが委員（委員名簿は資料編参照）として参画し，様々な見地から本計画について議論されました。

4 制度改正の概要

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組み（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みを制度化

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送るための取り組みを進めることが必要
- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析と対応（取り組み内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）、適切な指標による実績評価、インセンティブの付与を法律により制度化

（その他）

- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務付け等）
- 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

② 医療・介護の連携の推進等（介護保険法，医療法）

ア 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

- 現行の介護療養病床の経過措置期間については6年間に延長することとする。
- 病院又は診療所から新施設に転換した場合は、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

イ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供、その他の支援の規定を整備

③ 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等（社会福祉法，介護保険法，障害者総合支援法，児童福祉法）

ア 「我が事・丸ごと」地域づくり・包括的な支援体制の整備

（ア）「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

- 地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者に①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記

(イ) この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

(ウ) 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付ける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様)

イ 新たに共生型サービスを位置付け

- 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。(指定基準等は平成 30 年度介護報酬改定及び障がい福祉サービス等報酬改定時に検討)

(その他)

- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
- 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設に入所する前の市町村を保険者とする。)

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

① 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し(介護保険法)

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする。ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり。【平成 30 年 8 月施行】

② 介護納付金における総報酬割の導入(介護保険法)

- 第2号被保険者(40~64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、第2号被保険者である『加入者数に応じて負担』としているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)【平成 29 年 8 月分より実施】